

令和4年度 第3回特別史跡新居関跡保存活用計画策定委員会議事録

- 1 日 時 令和5年2月9日（木） 午後1時30分～午後5時20分
- 2 場 所 湖西市民活動センター2階 大会議室
- 3 出席者 委員 渡辺和敏委員 箱崎和久委員
寺田敏幸委員 金原孝宜委員
石本東生委員 後藤建一委員
文化庁 文化財第二課 渋谷啓一
静岡県 文化財課 武田寛生
事務局 松山智次郎（文化観光課長）
鈴木紀子（文化観光課 文化係長）
大須賀広夢（文化観光課 文化係主事）
委託事業者 （有）ウッドサークル 中田英史
瀬口世津子
- 4 公開・非公開の別 公開
- 5 傍聴者 有 1人

6 次 第

【開 会】

【文化観光課長・文化庁調査官あいさつ】

【議 題】

（1）前回委員会からの主な修正点の確認

委員了承。次回からはプリント不要。最終回のみ全部印刷する。
助詞等の文章の誤りは委員長が責任をもって推敲するので一任。
（県）指定地に道路区分があるので構成要素に道路部分を入れてもよいという話は事前にさせてもらった。

（2）第6章「保存管理」の内容について

（第1・2節）

（委員）P75の表はこれで良いと思うが、地下遺構の保存のためには、地下遺構の標高と残存状況を把握できていればよいが、区域Ⅱ部分のインフラ整備後の残存状況がまだであるなら、把握をすることを記載したほうがよい。

（委員）道路の南側に関所建築物はなかったので、地面部分が主で地下遺構はないのでは。国道の深い所には、護岸の石畳みがまだあるのではないか。ただし水がでる場所ではある。

(委託) 南柵形整備のときに、関所の南辺を確認した。おそらく石垣と柵、護岸があるはず。

(委員) 硬化地盤面は遺構と認識すべき。広場だから掘削してもよいということにはならない。

(第3節)

(委託) 書院に昭和36年の棟札があるが、そのときはトイレはなし。その後、トイレだけを追加で作った。

(委員長) 復元の可能性は？

(委託) 仕様帳などからは詳細は分からないので、復元するなら他の江戸時代の類似雪隠を参考にする。

(第4節)

(事務局) 現状変更の取扱い基準の記載「周辺景観を保護するための措置」が人によって考えが異なる可能性があるので、「新居関所周辺地区景観条例」の規制の基準に準じる記載を行う。

(委員) 了承。

関所構内のカラーマンホールは止める。

(第5節)

(事務局) 現在の埋蔵文化財調査では、確認調査を行うことはできるが、所有者の意向によって記録調査を行って遺跡を消滅させることもできる。遺構保護を確実にするためには追加指定だが、道路南側を追加指定することの考え方について意見を聴きたい。

(委員) 追加指定することで建て替えができなくなるのか。建替えのときに調査をして埋戻して工事可能なら住民理解は得られる。水がでることなので、杭をたくさん打つ場所である。

(委員) 保存していく方針は理解できる。

ただ史跡指定してしまうと、杭工事は難しい。

買い上げにしても、指定した後の使い道が示せないと住民に説明はできない。追加指定に同意してもらうために、どう活用するのかを住民に示せるかどうか。そして家の建替のときに、市が補償して移転してもらう覚悟があるか。平成のときの国道の場所を変えたエネルギーが再投入できるのか。

(事務局) 追加指定せずに遺構保護する方法はないか。

(委員) 保護の方法としては、べた基礎上に盛土をすれば遺構は守れるが、水がでる場所で杭を打つということなので、その工法で建築で

きるかどうか。

(委員) 3/4くらいは商店が多い。空き家もある。

(委員) 追加指定の根拠法令は。

(文化庁) 文化財保護法。法律的には同意はいらないが手続き上同意を必要としている。同意には、現状変更の制限も了解した上で同意してもらうことが必要。公有地化せず民地のまま指定も可能。

絵図や発掘で、関所構内であることを示し、関所広場の価値づけをして、審議会で審議し答申、指定となる。

(委員) 市街地を指定してから、順次調査をする事例はないのか。

(県) 他の市町では民地も指定になっているところもあるし、同意が得られず飛び地で指定している場所もある。

(委員) 神奈川の川崎の事例は、住民が移転するときに買い上げ指定。飛び地で長期化しているが、住民とは良好な関係になっている。

(委員長) このままの文章でよいのではないか。「地下遺構が確認された地点で同意が得られた場所は追加指定。」

(第6節)

(委員) 防災体制は9章かと思うが、この章に記載でよいか。

(事務局) 防災の節を設け防災をまとめたが、防災整備だけ整備になっている。完成時に、また章立てを振り替える。

(委員) 本質的価値を損なわない耐震補強とは。

(委託) 見えない部分で補強をする。

(委員長) 今の耐震診断は実施すれば指摘は、ほぼある。

(委託) 人を建物の中に入れるならば、耐震診断は必要。

(委員) 本質的価値で地面と一体となっていることとあったが、地面と一体接続するような耐震補強なのか。

(委員) 史跡なので、地面を掘削するような補強はできないと思う。建物だけに耐震補強を行う。屋根部分の補強や柱に鉄骨を這わせる、見えないところで筋交いをするなど、が予想される。瓦が落ちても、建物が倒壊しないような補強を目指していくのがよいのでは。

(委託) 昔は土台と基礎が結びつける補強方針であったが、近年はピンに差し込むようなものでもよくなってきた。

(委員) 新福寺を建て替えるときに、古い建物の壁を引っ張る試験を行ったら、壁が戻り、診断結果よりも耐震性能があった。

(3) 第8章「整備」の内容について

(第1節)

(委員長) 上番勝手の復元はどうなっているのか。

(委託) 絵図や遺構から仕様はある程度分かっているが、大御門の復元の際に文化庁と復元について打ち合わせた結果、面番所本物が残っているので、不確かなものを復元して接続しない方がよいだろう、という意見があり、平面表示の方針とした。

(委員) 復元する理由も、面番所の理解に欠かせない、平面表示では十分でない、という理由付けが必要。

(委員長) 将来的に復元を検討と計画で記載してもよいかもしれない。

(第2節)

(地下遺構)

(委員) 南側の掘削制限の記載について、平城宮跡でも既存の掘削範囲としているが、実際は排水量が足りないなどで太い管を入れることもある。ただ今回の記載は、遺構の保護を前提に、このように記載しておけばよいと思う。

(委託) 「既存の掘削範囲以上は掘削しない」という書き方は、舗装の整備のときに、支障がでてくるのではないか。遺構の保護のため、盛土して舗装しているので、保護層は確保できている。

(植栽)

(委員) 中根金作が作った中庭は、当時お金があり委託したものでありどうしても植栽を残す必要はないように思う。手水鉢も手を洗うためのものであり、トイレ・茶室などの近くにあるもので、庭に不可欠なものではない。中庭に植栽があることで、関所の理解に誤解が生じるように思う。

(委員長) 今後の上番勝手の復元方針にもかかわる。

(委員) 遺構が根により破壊されることは本質的価値のき損になる。

それを前提に考える。また次回の活用方針にも左右される。大松も遺構への影響を調査し、保護前提のうえで、すべてを遺構優先で伐採にするのではなく、景観のため特別に1本残すなど特例的な扱いにすれば良い。

(委員) 本体の枝ぶりや根の大きさは同じと聞く。

(委員長) 史料館の前の伐採は良いと思う。南側に松があると修景としては、ほっとするが、関所は本来そういう長居をするような場所ではなかった。

(委員) 遺構に影響があるのか。

(事務局) 把握していないので、分からない。

(委員) 遺構への影響把握を計画に記載したほうがよいのでは。整備は地面ギリギリで伐採し、土の中で根が朽ちることを待つのが一般的。遺構への影響把握は、埋文の担当が掘り、遺構面まで根が下りているか確認すればよい。

南側は国道があるので、修景効果といえるが、移植するのであれば、大松の子どもたちを売って、クラウドファンディングのように整備費用としたらどうか。

(委員長) 南の榊形広場のマツは残すわけにはいかないか。

(事務局) この活用計画では、個別の木や整備方針まで決めて記載しないといけないのか。

(文化庁) 大きな方針として、遺構に影響があるものは伐採。北側は修景とする。よくある事例は、山城などが眺望の関係などで伐採するが、関所はそもそも樹木が少ない。遺構に影響があるものは伐採、それ以外は修景のためコントロールしていく書きぶりでもいい。

(委員) 個人的には植栽があっても良いと思うが、遺構保護のためであれば伐採も仕方ない。

(委員) 新居町の町の木は松であった。松がまったくないと無機質な味気ない印象。史料館西を少しは残してもよいのでは。スロープがあるので、階段の前はあまり苦にならない。

(委員) 江戸時代とは電車や国道も走り、周辺環境も違うので、修景という観点も必要。史料館の修景ということで、史料館の前も入口以外は残してもよいかも。

(委託) 南側は改めをするスペースで、植栽を置かないという整備方針のもと、南にあった松を北側に防根シートを敷き移植したものである。

(事務局) 防根シートの耐久性は？

(委託) 30年程度。

(漂流の碑)

(委員) ああ場所にこだわらない。3つセットであれば移設してもよいと思う。

(委員長) 現在の場所は邪魔になっていないし、適当な移設場所がない。

(委員) 南の榊形は説明順路になく漂流碑の案内はしていない。駐車場の大型バスの南の植栽の方が説明しやすい。

(委員) 漂流の碑など関所に関係しないものは、関所の中に置かない方

針でよいが、標柱は山下清の絵にも描かれており、関所の門の前など構内に置きたい。

(委員) 関所の活用、土地の有効活用など積極的理由をもって、移設をしてほしい。

(委員) 駐車場側の受付にあってもよい。

(委員) 標柱は史跡内に置く必要はあるのか。

(文化庁) 内外の規定はない。

(委員) 個数の規定は？

(文化庁) ない。

(委員) 大御門と受付両方に置けば撮影ができる。

(ライトアップ照明)

(委員) 機器のみの撤去で配線は埋め殺しか？

(事務局) そうである。

(車椅子舗装)

(委員) この計画動線だと南側正面に行けないが、この動線でよいか。

(委託) 正面のたたきは車椅子で通れる。

(委員) 仮舗装であれば、砕石転圧すればどうか。

(委託) 砂利舗装材という六角形の蜂の巣状のシートに砕石を流すネットがある。5～6千円/m²。

(委員) 砕石も可能な電動車椅子40万円程度にのりかえるという手段もある。二条城は乗り換える対応。

(委員) 車椅子の前輪を浮かせ人力車のように引っ張る器具もあった。けっこうな値段であった。

(委員) 動線を含め検討をすること。

(地下遺構の平面表示)

(委員) 船会所と土蔵については、復元までは暫定的に舗装を変えるや、ロープを張るなどして建物がわかればよい。上番勝手については、今後、周囲がどのような舗装をするのか検討して、あわせる。

(委員) さきほどの砂利舗装シートで違う色の砕石をいれたらどうか。

(委員長) 上番勝手の平面表示はやったほうがよい。

(高札)

(委員長) 場所は異なるが、残置で良いと思う。

(委員) 中根金作の設置ではなく、それ以前にもあったものを移設した

ものである。

(防災設備)

(委員) 避雷針は必要なのか。これまで落雷被害はあまりない。

(委員) 周りの建物のほうが高い。関所に建てる必要はあるか。史料館の方が高い。

(委託) 高額だが、雷を除ける消雷型は範囲角度30-60°が守られる。電源は不要だが、ポールを地面に掘削して立てる必要はある。

(委員長) 面番所内部の防犯カメラは必要。

(その他)

・多言語表記についてはどこまで必要か

(委員) 在住者はポルトガル・スペイン語が多いが、来るのか。

(事務局) 来ない。

(委員) 地元の外国人に来てもらうに、あえて作り、興味を持ってもらう必要がある。

(委員) コロナ前は中国・韓国が多かったが、文化財の規模によってインバウンド来場者が見込めない場所もある。なので、お金をかけず英語だけでもよいかも。

・地元として関所になにがあったらよいと思うか。

(委員) 地元としては、関所をシンボルと考えているが、特に何をしたいという考えはない。今後地元の意見を集約していきたい。

(委員) 大御門は、地元の景観になじんだ。整備をして悪くいう人はいなかった。

(委員) 整備で良くなったとは思いますが、関所をどうしたいという考えまではない。

(委員) 地元リピーターが続かない。町外の人が古い町並みを見直している。関所周辺まちづくりの会も町内会長の高齢化で終わってしまった。最近、案内人もガイドよりもイベントに参加するために加入する人が多い傾向。今後は研修もやっていきたい。

・観光資源として足りないものは？

(委員) 関所だけでなく、周りも充実していくことが必要。

・次回に向けて

(委員) 次回、南側の広場を公園として使うことになった場合、公園部

局にも、使い方やニーズなどの意見を聴いてほしい。
(文化庁) まちが史跡を支えるし、史跡もまちを支えている。今後も
計画策定をお願いします。